

契入約札

建設業者の皆さんへ
入札・契約制度について

松前町では、より透明、適正で公正な入札・契約事務を行うため、次のような制度の見直しを行い、平成15年度から実施していますので、お知らせします。

業者格付方法の改善

～1年ごとに見直し～

入札指名業者を選考する基準には、工事の設計金額に応じて選考できる業者の等級が定められています。

松前町では、この等級の格付方法を平成15年度から業者の総合点数を算定し、その点数によりA～Dに格付するとう、より客観性のある方法に改めました。

この総合点数は、客観点数（経営事項審査結果通知書の建設工事ごとの総合評点）と主観的点数（松前町との過去3か年の契約実績と工事成績評点により付与する点数）の合計点です。

なお、総合点数には町内業者や松前町発注実績のある業者に、ある程度考慮した補正を行っています。

工事完成保証人制度から金銭的保証へ

～完成保証人の廃止～

設計金額130万円以上の工事で、落札者と契約する場合に、工事完成保証人に代えて、請負金額の10分の1以上の金額を保証する次の金銭的保証を導入しました。

- ・ 契約保証金の納付
- ・ 利付国債の提供
- ・ 金融機関又は前払保証事業会社の保証
- ・ 損害保険会社の履行保証保険、履行保証証券

指名業者事前公表の廃止

～設計図書はCDで～

入札の指名通知をした後、従来は監理課窓口で設計書などの閲覧を行っていましたが、これを廃止し、設計書などはCD化して送付することとしました。

工事発注見通しの公表

～四半期（3か月）ごと～

年度中に発注すると見込まれる公共工事の名称、場所、期間、契約方法、入札時期などを四半期ごとに情報公開コーナーやインターネットホームページで公表しています。

入札参加資格の公表

～申請書はパソコンで印刷～

入札に参加する者に必要な資格及び申請方法・申請書様式について、インターネットホームページで公表しています。

有資格業者名簿の公表

～委託、物品も～

資格審査の結果、入札に参加する資格を有する者の名簿を情報公開コーナーで公表しています。

指名停止措置業者の公表

指名停止措置要件に該当し、指名停止を行ったときは、その業者名、住所、停止期間、措置理由などをインターネットホームページで公表しています。

入札結果の公表

～委託、物品も～

入札したときは、入札日、

入札名、入札参加者数、落札者名、契約金額などの入札結果をインターネットホームページで公表しています。また、監理課窓口では、入札執行表により指名業者、入札金額、入札回数など、より詳しい内容を閲覧することができます。

優良建設工事業表彰制度の導入

平成15年度から松前町が発注する1,000万円以上の工事のうち、工事の管理能力、品質管理、外観出来ばえなどを審査し、特に優秀な工事について表彰することになりました。

入札契約等説明会の開催について

松前町では、入札・契約制度を理解していただくため、入札参加資格のある町内建設業者を対象に、次のとおり説明会を開催しますので、ご参加ください。

日時 11月6日（木）15時～
場所 役場庁舎3階大会議室
なお、対象者には案内状を送付します。

問い合わせ

役場監理課入札検査係
☎985-4157

痴呆相談事業のお知らせ

体験発表

稲田広子先生

呆け老人をかかえる家族の会愛媛県支部

日時

11月22日（土）

講演 13時～

場所

松前町総合福祉センター
2階 集会室

問い合わせ

支援センター葉の花

☎984-7366

次の大型ごみの日は

12月21日
(日)です。

地域で決められた場所に7時までに出しましょう。